

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	圧力容器保守点検作業	府中LPS-X00258	
		承認	令和6年4月15日
		作成	令和6年4月15日
		作成部隊名	航空気象群基地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊府中基地で管理する圧力容器の保守点検作業（清掃等）（以下「役務」という。）について規定する。

1.2 履行場所

履行場所については、調達要領指定書による。

1.3 関係法令等

本仕様書に定める法令等は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ボイラー及び圧力容器安全管理規則第2章第5節第37条及び38条

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

役務内容については、調達要領指定書による。

2.2 役務仕様

役務仕様については、調達要領指定書による。

3 一般共通事項

3.1 一般事項

本役務は、本仕様書及び図面に記載された事項ほか、次項に従い、遺漏なく実施するものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」

b) 防衛施設共通仕様書

c) その他関係法令及び条例

3.2 基地内態様

a) 基地への入出門時間は、平日8時15分から17時00分とし、これを超える時間のほか、休養日及び休日における入出門は、監督官と協議するものとする。

b) 統制事項及び書類の手続きは、監督官の指示によるものとする。

c) 指定場所以外での喫煙は厳禁とする。

件名	圧力容器保守点検作業
----	------------

d) 基地機能運用上の理由により不測の事態が発生した場合、監督官の指示に従わなければならない。

3.3 現場管理

3.3.1 安全管理

- a) 請負者は現場代理人を指定し、原則常駐させるものとし、関係法令に従って現場管理を行い災害及び事故防止に努めるものとする。
- b) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行うものとする。

3.3.2 災害時等の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官へ報告する。

3.4 立入制限

役務に関係のない場所への立入り及び撮影は厳禁とする。その他、立入りに関する手続きは監督官の指示によるものとする

3.5 養生、清掃及び後片付け

請負者は、履行現場には適切な方法で養生するものとし、役務の完了に際しては、当該役務に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

3.6 軽微な変更

請負者は、役務に際し、位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び履行期限については、変更しない。

3.7 疑義

請負者は、仕様書等の内容に不明な点がある場合や明示のない場合又は疑いが生じた場合、すべて監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然履行すべき事項は請負者の責任において行うものとする。

3.8 工程表

- a) 請負者は、履行に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。
- b) 請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更し、速やかに提出しなければならない。

3.9 写真管理及び写真撮影要領

写真管理及び役務写真撮影要領は「営繕工事写真撮影要領」によるものとし、a) から f) の事項に注意する。

- a) 役務写真は、原則デジタルカメラ写真（カラー）とし、写真帳に種目又は分類ごとに整理のうえ提出するものとする。
- b) 材料検査は、監督官立会いのもと黒板（白板）に品名、規格数量等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳及び材料搬入報

件名	圧力容器保守点検作業
----	------------

告書と整合させる。)

- c) 履行写真は、黒板（白板）に役務内容、撮影部位及び日付け等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳と整合させる。）。
- d) 履行前、履行中及び履行後を、それぞれ定位、定点及び同一方向から撮影する。
- e) 履行後に隠ぺいとなる部分は、監督官立会いのもと撮影する。
- f) 役務写真の編集を行ってはならない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成29年3月1日 国営整第211号）に基づく小黒板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

3.10 補償

履行にあたっては、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置を講じるものとする。万一、損害を与えた場合は、請負者の責任により速やかに履行期限内に復旧させるものとする。

3.11 設計図書等の管理

- a) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。
- b) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、役務完了後すべて監督官へ返納するものとする。

3.12 完了検査

- a) 請負者は、役務完了の際は、役務完了検査願を監督官に提出するものとする。
- b) 請負者は、原則として監督官及び現場代理人立会いのもと、完了した役務目的物について、契約書、仕様書等及びその他関係書類と照合し、可否の判定を受けるものとする。
- c) 請負者は、完了検査に際し、手直しが生じた場合、速やかに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

3.13 提出書類

請負者は、下表のとおり書類を作成し、遅滞なく監督官へ提出するものとする。

書類名称	提出期限等	部数	備考
現場代理人等通知書	契約後速やかに	1	定型様式
工程表	〃	〃	任意様式
完了通知書及び検査願	作成後速やかに	〃	定型様式
写真帳	〃	〃	任意様式
検査結果報告書	必要な場合	〃	〃
打合せ簿	〃	〃	定型様式

調達要領指定書	調達要求番号	6-X-33
	調達要求年月日	令和 6年 4月 15日
	作成部課	航空気象群基地業務隊
	作成年月日	令和 6年 4月 15日
品名	圧力容器保守点検作業	
仕様書番号	府中LPS-X00258	

1 総則

1.2 履行場所

別図第1及び別図第2のとおり。

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

本要領指定書及び図面によるほか、ボイラー及び圧力容器安全管理規則第2章第5節第37条及び38条に準拠し、ボイラーの保守点検作業（清掃等）を実施する。

2.2 役務仕様

圧力容器諸元及び作業実施時期（基準）

履行場所 機械室 貯湯槽×2基（No.1及びNo.2）

製造会社	株式会社ベルテクノ
種類	給湯用
階数	1F（277隊員浴場機械室）
内容量	2.763m ³
寸法	1,200φ×2,100H
熱交換量	215,000kcal/h
最高使用圧力	0.5MPa
作業実施時期	1基目7月中旬～8月上旬、2基目8月下旬～9月上旬

2.2.1 細部実施要領

ア 蒸気部清掃等

(ア) 加熱管

外部を水洗いする。フランジ部分はサンダー等で清掃する。また、コイル内部は、水洗い及びサンダーで清掃する。

(イ) トラップ装置

分解し、サンダーや鉄用ブラシで清掃する。

イ 水部清掃等

(ア) マンホール

フランジ部分は、サンダーや鉄用ブラシで清掃する。

(イ) 本体内部

水洗いする。

ウ その他部品整備及び調整

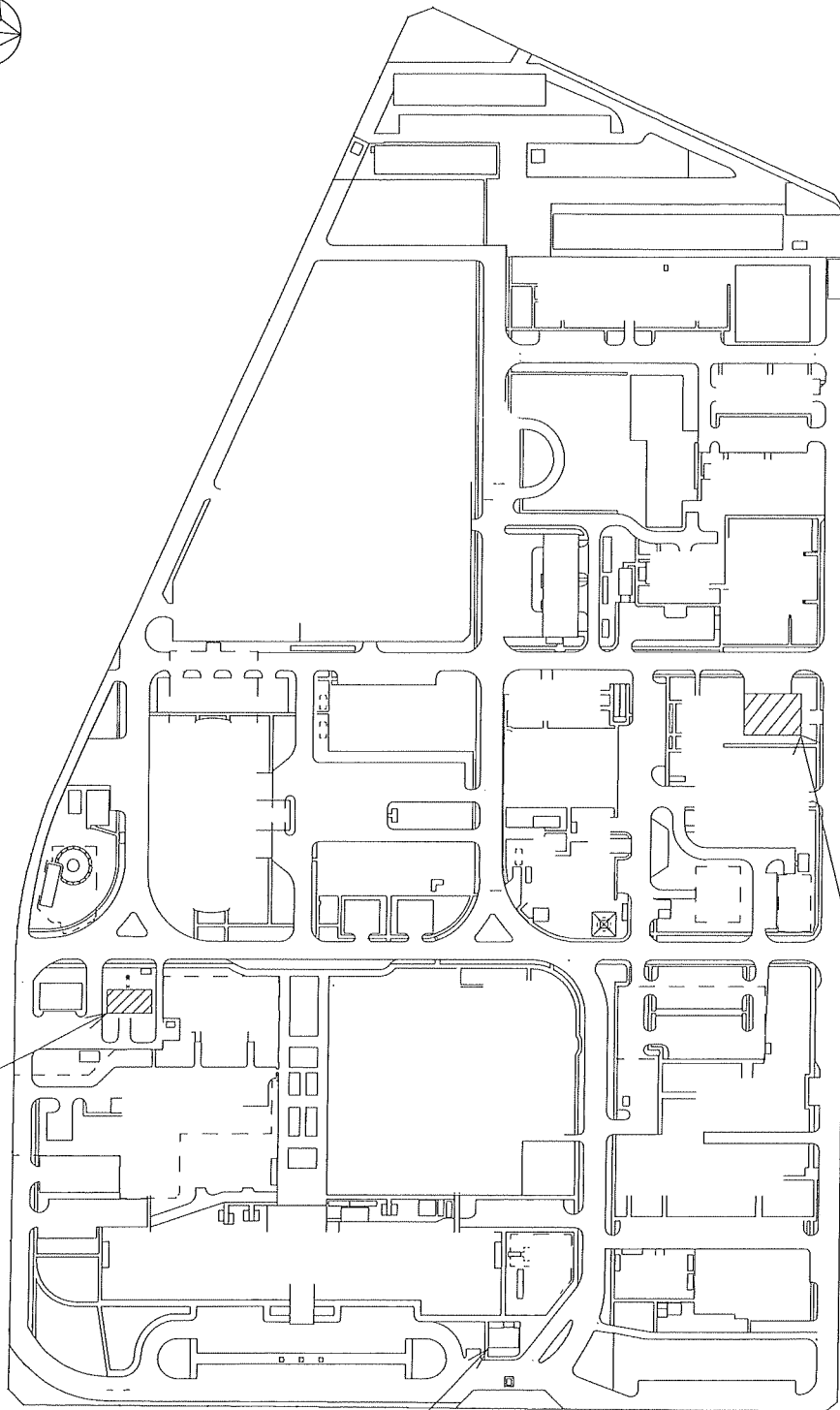
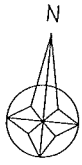
(ア) 本体外観

本体（ラッキングカバー部）をウエス等で清掃する。

(イ) 付属品等共通

各付属品のフランジ面はサンダー等で清掃し、塗料を塗る。

<p>(ウ) 圧力計、温度計</p> <p>(エ) 安全弁</p> <p>(オ) 安全弁試験</p> <p>(カ) 組立て</p> <p>(キ) 水圧試験及び確認作業</p>	<p>外部をウエス等で清掃する。また、感温部等はサンダー等で清掃する。</p> <p>分解し、サンダー等で清掃する。清掃後、擦り合わせを実施する。</p> <p>試験に使用するガスは、窒素ガスを用いるものとし、設定圧力については、最高使用圧力以下（細部は監督官の指示による。）とする。監督官の確認後、速やかに組立てる。</p> <p>組立て終了後、最高使用圧力以下（細部は監督官の指示による。）で水圧試験を実施する。また、実施後に蒸気を通し、気密等異状の有無を確認し、増し締めする。</p>
<p>エ 火気使用</p>	<p>火気（裸火及び電熱器具等）を伴う器材を使用する場合は、あらかじめ監督官の確認を受けたうえで使用するものとし、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備等を設ける等の火災防止措置を講ずるものとする。</p>



担当部署

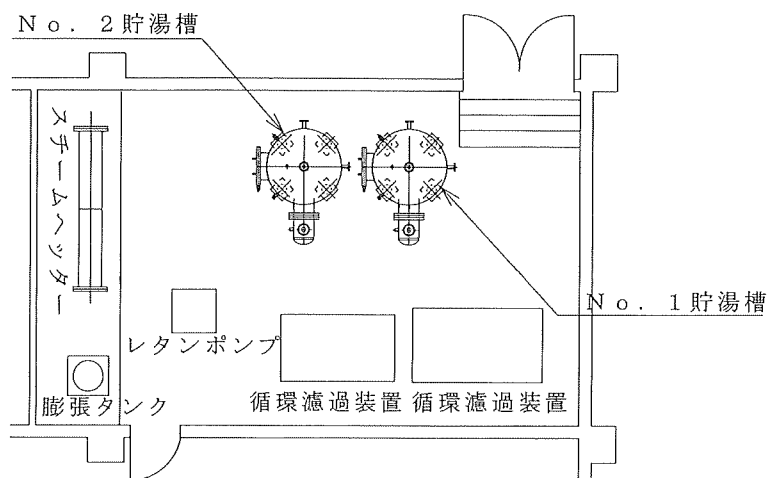
履行場所
(貯湯槽 2 基)

入門受付

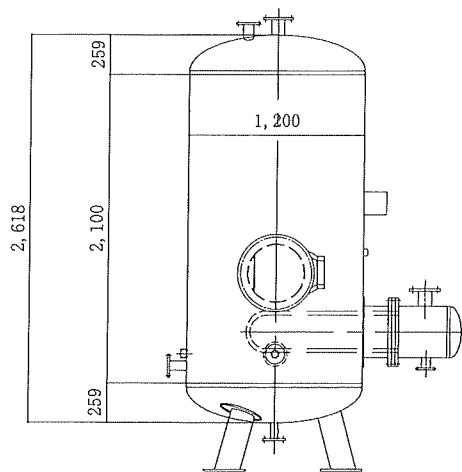
基地正門
(出入口)

基地内配置図

関係者以外不許複製



履行場所 機械室平面図



貯湯槽立面図

関係者以外不許複製